

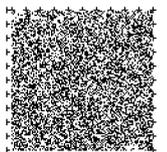
第5期志木市障がい者計画 第7期志木市障がい福祉計画 第3期志木市障がい児福祉計画



令和6年3月



この計画書には、視覚障がいがある人のための音声コード（Uni-Voice）を印刷してあります。
このコードには文字情報が組み込まれており、活字文書読み上げ装置もしくは、スマートフォン等の活字文書読み上げアプリを通すと音声で内容を読み上げます。



◆ 基本理念

すべての市民が持てる力を活かし、時に他を支え、時に支えられながら、心のつながりを大切に、いきいきと安心して共に暮らすまちづくりを推進するため、本計画の基本理念を次のように定めます。

みんなで支えあい 安心して心豊かに 暮らせる志木

◆ 基本方針

基本理念を実現するための5つの基本方針を定め、主要施策の方向性を示します。

基本方針1

共に支えあい助けあう地域共生社会の意識の醸成と、利用者の立場に立ったサービスの充実

基本方針2

地域で安全で安心して暮らせるまちづくり

基本方針3

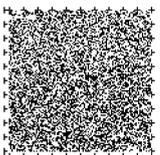
地域の一員として、自らの意思で、自立して暮らせる社会の確立と継続を支援

基本方針4

自分らしく生きるため、自らの選択で、社会参加を促進する体制の構築

基本方針5

障がいのある子どもの健やかな育成とその家族への支援



◆ 計画の概要

本計画は、「障がい者計画」、「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」を一体的に定めたものであり、市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として位置づけ、市民、関係機関・団体、事業者、市（行政）が、それぞれの活動を行うための指針となるものです。「志木市総合振興計画」や、市の福祉分野における上位計画である「志木市地域福祉計画」との整合を図り、策定しています。

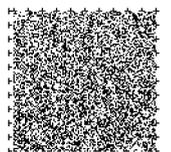
障がい者基本計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
<p>障害者基本法第11条第3項に定める市町村障害者計画として策定するものです。</p> <p>障害者計画は市の障がい者施策に関する基本計画として、施策の基本的方向と具体的方策を明らかにするものです。</p>	<p>障害者総合支援法第88条第1項に定める市町村障害福祉計画として策定するものです。</p> <p>障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項を定めた、実施計画として位置づけられます。</p>	<p>児童福祉法第33条の20に定める市町村障害児福祉計画として策定するものです。障がい児支援に係る提供体制の計画的な構築を推進するため、専門機関が有機的な連携を図り、多様化する障がい児支援のニーズにきめ細かく対応することが求められています。</p>

◆ 計画の期間

年度（令和）	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
総合振興計画	第5次 平成28～令和7年度									
障がい者計画	第4期 平成30～令和5年度		第5期 令和6～11年度							
障がい福祉計画	第6期 令和3～5年度		第7期 令和6～8年度							
障がい児福祉計画	第2期 令和3～5年度		第3期 令和6～8年度							
地域福祉計画	第4期 令和2～6年度									

◆ 計画の対象者

本計画では、「障がい者」を、身体障がい、知的障がい、精神障がいのほか、「難病等に起因する身体または精神上の障がい」を有する人であって、継続的に生活上に支障がある人」及び発達障害者支援法の規定に基づき「自閉症スペクトラム障がい、アスペルガー症候群、そのほかの広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいのほか、これに類する脳機能障がい」のある人並びに高次脳機能障がい及び認知症（若年性認知症を含む）の方も精神障がい者として、本計画の策定の対象とします。なお、「障がい児」は、児童福祉法で規定する障がい児を対象とします。

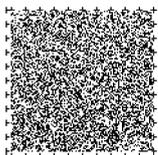
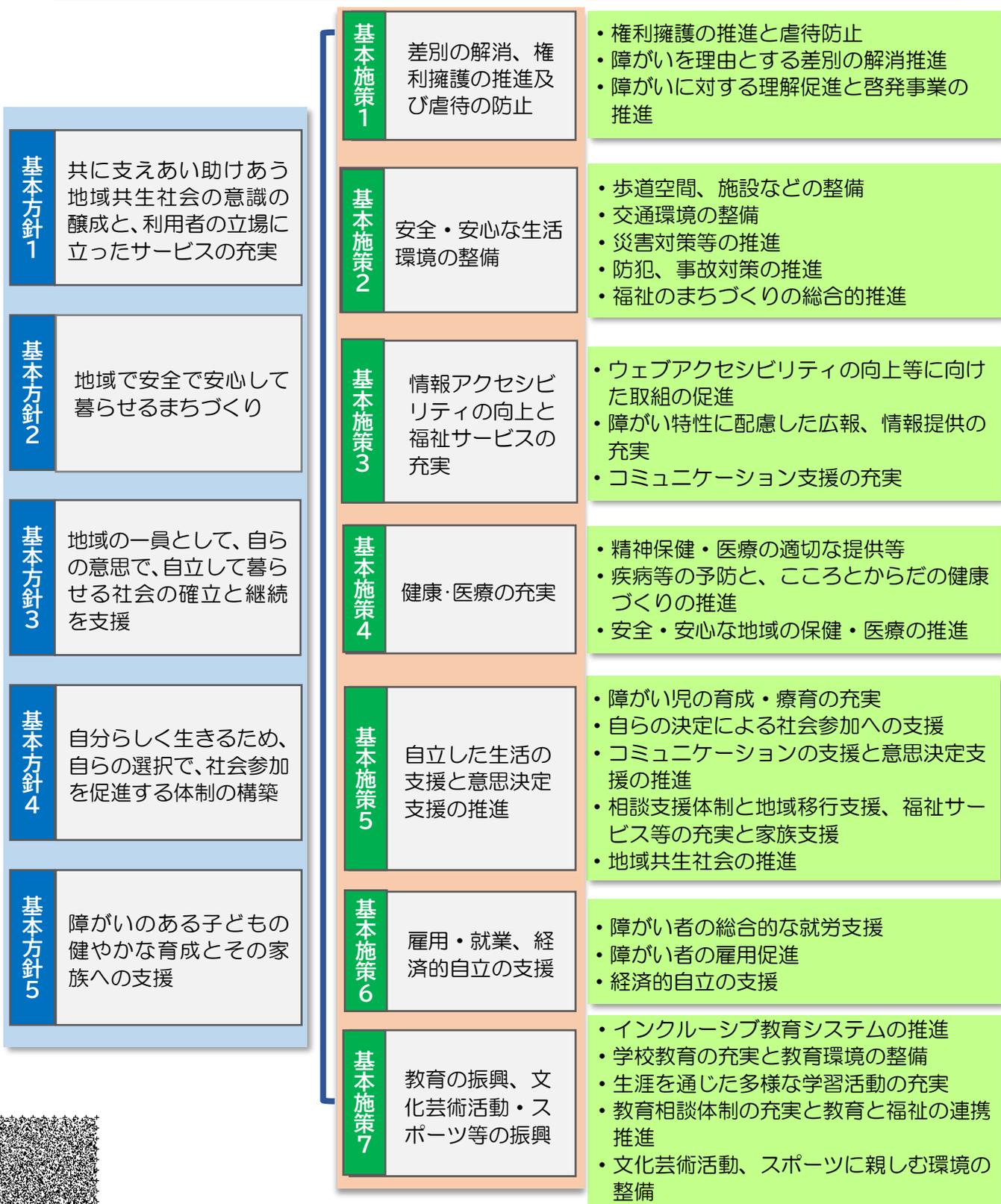


◆ 施策の体系

本計画では、基本理念の実現に向けて、“基本方針”を軸として障がい者施策を体系的に推進していきます。

【 基本理念 】

みんなで支えあい 安心して心豊かに 暮らせる志木



◆ 施策の概要

第5期障がい者計画では基本理念を実現するため、5つの基本方針と、以下の7つの基本施策を実施していきます。

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- 基幹福祉相談センターを中心に、障がい児、障がい者、高齢障がい者と、さまざまな年齢やライフステージに応じた、重層的な支援体制により、困難事例への包括的支援や、障がい者虐待の防止、障がい者差別の解消に努めます。
- 障がい者虐待や差別の再発防止に向けて、自立支援協議会等により、検証や事例検討を行います。
- 本人の意思決定を支援し、本人の意思によるサービスの選択や成年後見等の適切な利用を推進します。

- POINT -

障がい者権利条約の視点を入れる必要があり、「意思決定支援」により本人の意思に基づく各種サービスや後見制度等の利用の推進を追加しました。

2. 安全・安心な生活環境の整備

- 都市公園の整備や歩道快適化事業、パーキング・パーミット制度（埼玉県思いやり駐車場制度）の普及啓発により、障がい者を含むすべての市民が快適に、安全・安心な生活ができる環境を整え、バリアフリーな都市空間を推進します。
- 地域との連携による防災訓練や、市内各公共施設において定期的な避難訓練を実施するとともに、福祉専門職と連携した個別避難計画の作成を進め、避難に福祉的な配慮が必要な障がい者の避難支援体制の強化を図ります。
- ホッとあんしん見守りネットワーク事業などの、民間事業者との協働による地域での見守り機能の充実を図り、障がい者が地域で安心して生活できる環境を整えます。

- POINT -

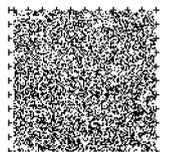
パーキング・パーミット制度（埼玉県思いやり駐車場制度）の普及啓発、個別避難計画の作成を追加しました。

3. 情報アクセシビリティの向上と福祉サービスの充実

- 障がい者の情報通信機器や福祉用具、サービスの利用における情報アクセシビリティの確保及び普及啓発を図ります。
- 災害発生時や事故発生時に障がい特性に配慮した多様な伝達手段や方法による情報伝達の体制や環境の整備を促進します。
- 子ども手話教室など、学齢期の早い段階から手話に興味を持つことで、若年層を中心とした将来的な人材の確保に努めます。

- POINT -

アンケートや団体ヒアリングの意見から、障がい特性に応じた情報伝達の体制や環境の整備の項目を追加しました。



4. 健康・医療の充実

- ひきこもり等の精神障がいに対する多職種連携「志木まるごと地域支援プロジェクト」などによるアウトリーチを充実し、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムを推進します。
- 医療的ケアが必要な障がい児及びその家族が、地域で安心して暮らせるよう、医療・保健・福祉・教育などのさまざまな分野が連携し、支援する体制の充実と災害時の支援体制の強化を図ります。

- POINT -

ひきこもり等の精神障がい者への多職種連携によるアウトリーチや、災害時などの医療的ケア児の支援の充実を新たに追加しました。

5. 自立した生活の支援と意思決定支援の推進

- 自らの自己決定を尊重する観点から、福祉事業者と協力し、福祉用具等を活用しながら障がいの状況に応じた意思決定支援を推進します。
- 障がい者の地域移行を推進し、地域生活支援拠点の充実を図ることで、地域で暮らす障がい者を拠点に登録する事業者等が連携して支援します。
- 障がい者の家族支援について、相談や障がい福祉サービス等に関する情報提供と利用促進を行い、ヤングケアラーを含む家族介護者の負担軽減を図っていきます。
- 障がい者理解促進事業を、障がい者以外の事業と同時開催することで、より多くの市民や年齢層の方に障がいについて理解を促し、相互理解と地域共生社会の意識の醸成を図ります。

- POINT -

障がい者の自立した生活の支援を行うための「地域生活支援拠点」の機能をより一層充実させていきます。また、ヤングケアラーを含む家族介護者の負担軽減を図っていきます。

6. 雇用・就業、経済的自立の支援

- 一般就労を希望する障がい者に対して、障がい者等就労支援センターの利用を促進するとともに、ハローワークと連携し、障がい者のチーム支援体制を推進します。
- 障害者優先調達推進法に基づき、障がい者就労支援施設等の提供する物品・サービスの周知を行うとともに優先購入を推進し、障がい者の工賃の向上を目指します。
- 障がい者手帳の取得や高等学校等卒業時に、障害年金の受給について周知し、所得保障の充実を図り、障がい者の経済的自立を支援します。

- POINT -

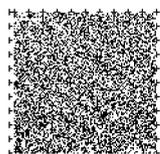
障害者優先調達法に基づき、引き続き障がい者就労支援事業所等の提供する物品やサービスの周知とともに優先購入を促し、工賃の向上を目指します。

7. 教育の振興、文化芸術活動・スポーツ等の振興

- 共に学ぶための「合理的配慮」に努め、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育を的確に進め、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応えた連続性のある「多様な学びの場」の整備と「交流及び共同学習」を推進します。
- 病気療養児のICTを活用した学習機会を確保します。
- 障がいのある人もない人も一緒に楽しみ、相互理解を深めるための、地域共生社会の実現に向けた文化芸術活動の充実を図ります。

- POINT -

インクルーシブ教育システムの構築や「病気療養児のICTを活用した学習機会の提供」、「文化芸術活動の充実」を追加しました。



◆ 第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の成果目標

成果目標 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

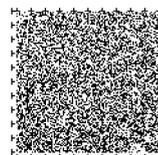
成果目標	令和8年度目標 (2026年度)	
地域生活移行者数	3人	<ul style="list-style-type: none"> ◆施設入所者が自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等を利用した地域生活への移行を図ります。 ◆令和4年度末時点の施設入所者(46人)の6.5%である3人を地域生活に移行する者として設定します。

成果目標 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

地域自立支援協議会の保健・医療・福祉関係者等による協議の場を用いながら、精神障がい者の一層の地域移行を進めるための地域づくりを推進します。

成果目標 3 地域生活支援拠点等の整備

成果目標	令和8年度目標 (2026年度)	
地域生活支援拠点等における支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	有	<ul style="list-style-type: none"> ◆障がい者基幹相談支援センターを中核とし、相談支援体制の強化や体験の機会の提供、緊急時の受け入れ先の確保、担い手の育成等、地域のニーズ把握に努め、機能の充実を図ります。 ◆障がい者基幹相談支援センターにコーディネーターを配置します。 ◆地域自立支援協議会等の場を活用して、運用状況の検証や運用方法の検討を行っていきます。 (参考：国指標)年1回以上 ◆強度行動障がい児者や高次脳機能障がい児者も支援体制の構築をします。
強度行動障がい児者や高次脳機能障がい児者に対する支援体制の整備	有	
地域生活支援拠点(協力事業者)の設置数	10か所	
地域生活支援拠点等のコーディネーター配置人数	1人以上	
地域生活支援拠点の運用状況の検証・検討実施回数	年1回以上	

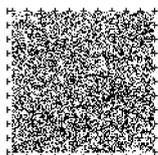


成果目標 4 福祉施設から一般就労への移行等

成果目標	令和8年度目標 (2026年度)	
福祉施設から一般就労への移行	20人	<ul style="list-style-type: none"> ◆一般就労移行者数は、令和3年度の移行者数（15人）の1.33倍とします。 ◆就労移行支援事業を利用して一般就労へ移行する人は、令和3年度の移行者数（12人）の1.33倍とします。 ◆就労継続支援A型を利用して一般就労へ移行する人は、令和3年度の実績がないため、1人とします。 ◆就労継続支援B型を利用して一般就労へ移行する人は、令和3年度の移行者数（3人）の1.33倍とします。 ◆就労定着支援事業を利用する人は、令和3年度の利用者数（14人）の1.42倍とします。 ◆就労定着支援事業所の就労定着率は、見込値（2事業所）の50%とします。
就労移行支援事業の一般就労への移行	16人	
一般就労移行率5割以上の就労移行支援事業所数	1事業所	
就労継続支援A型の一般就労への移行	1人	
就労継続支援B型の一般就労への移行	4人	
就労定着支援事業の利用者数	20人	
就労定着支援事業所の就労定着率	50%	

成果目標5 障がい児支援の提供体制の整備等

成果目標	令和8年度目標 (2026年度)	
児童発達支援センターの設置数	1か所 (達成済)	<ul style="list-style-type: none"> ◆達成状況については、令和5年度末時点の状況です。 ◆児童発達相談センターは、市内に1か所設置されています。 ◆保育所等訪問支援は、市内に3か所設置されています。 ◆重症心身障がい児を支援する、放課後等デイサービス等の児童通所事業所については、国基本指針では福祉圏域に1か所以上設置となっています。志木市を含む福祉圏域にはすでに提供事業者があるため、今後はニーズを見ながら市内での設置に努めていきます。 ◆医療的ケア児が速やかに地域生活に移行できるよう、協議の場にコーディネーターを配置するとともに、障がい者基幹相談支援センターを中心に、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場や方法の充実を図ります。
保育所等訪問支援事業所の設置数	5か所以上	
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事及び放課後等デイサービス事業所の設置数	(市内) 各1か所以上	
児童発達支援センターや障がい児通所支援事業所等による障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築	有	
医療的ケア児が適切な支援を受けられるための関係機関の協議の場の設置	有 (達成済)	
医療的ケア児に関するコーディネーターの配置	有 (達成済)	
医療的ケア児支援の協議の場の開催回数 (国基本指針：年1回以上)	年1回以上 (達成済)	
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	4人	



成果目標 6

相談支援体制の充実・強化等

成果目標	令和8年度目標 (2026年度)	<ul style="list-style-type: none"> ◆障がい者基幹相談支援センターを中心に、地域づくりを行うとともに、専門的な相談支援の実施、事業者の資質・能力の向上のための研修を実施し、相談支援体制の充実・強化を図ります。 ◆自立支援協議会の充実を図り、障がい者基幹相談支援センターのコーディネーターを中心に、個別事例の検討の実施と、協議会の部会（プロジェクトチームを含む）と連携した地域づくりと支援体制の強化を図ります。
地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターの設置	設置済 (令和5年度)	
基幹相談支援センターによる相談支援事業所に対する指導・助言回数	15回	
基幹相談支援センターによる人材育成の支援回数	9回	
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	45回	
基幹相談支援センターにおける主任相談支援員の配置人数	1人	
協議会における個別事例検討の実施の体制の確保	有	
協議会における相談支援事業所参画による個別事例検討実施回数	12回	
協議会における個別事例の検討実施時の参加事業者（機関）数	8事業所	
協議会の専門部会の設置数	7個	
協議会の専門部会の実施回数	40回	

成果目標 7

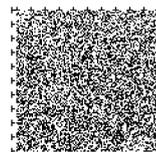
障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

成果目標	令和8年度目標 (2026年度)	◆福祉監査室を中心に、市指定の相談支援事業者に対する指導監査の適正な実施と、関係自治体との結果の共有を行います。
障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築	構築済 (令和5年度)	

成果目標 8

発達障がい者等に対する支援

成果目標	令和8年度目標 (2026年度)	◆保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識を身につけ、適切な対応ができるようにするため、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の機会を確保します。
ペアレントトレーニング等の支援プログラム等の受講者数	36人	
ペアレントトレーニング等の支援プログラム等の実施者数	3人	
ペアレントメンターの人数	1人	
ピアサポートの活動への参加人数	1人	



◆ 障がい福祉サービスなどの見込量

障がい福祉サービスの見込量

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	実人数(※うち重度障がい者)	127人 (7人)	131人 (10人)	135人 (11人)
	日数/月	2,483 人日分	2,586 人日分	2,694 人日分
自立訓練 (機能訓練)	実人数	2人	2人	3人
	日数/月	20人日分	25人日分	30人日分
自立訓練 (生活訓練)	実人数	11人	12人	13人
	日数/月	88人日分	94人日分	100人日分
就労選択支援	実人数	—	2人	3人
就労移行支援	実人数	27人	30人	33人
	日数/月	440人日分	450人日分	460人日分
就労継続 支援(A型)	実人数	7人	7人	7人
	日数/月	132人日分	132人日分	132人日分
就労継続 支援(B型)	実人数	187人	207人	228人
	日数/月	2,839 人日分	3,098 人日分	3,381 人日分
就労定着支援	実人数	16人	18人	20人
療養介護	実人数	9人	10人	11人
短期入所 (福祉型)	実人数(※うち重度障がい者)	11人 (2人)	11人 (2人)	11人 (2人)
	日数/月	88人日分	88人日分	88人日分
短期入所 (医療型)	実人数(※うち重度障がい者)	3人 (3人)	3人 (3人)	3人 (3人)
	日数/月	20人日分	20人日分	20人日分

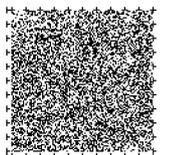
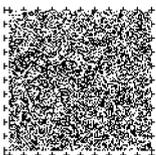
日中活動系サービス

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	実人数	116人	124人	128人
	時間/月	2,060 時間	2,276 時間	2,280 時間
重度訪問 介護	実人数	4人	5人	5人
	時間/月	965 時間	1,240 時間	1,240 時間
同行援護	実人数	25人	29人	32人
	時間/月	600 時間	680 時間	750 時間
行動援護	実人数	2人	3人	3人
	時間/月	35時間	60時間	60時間

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
相談支援	計画相談支援	実人数	140人	155人	173人
	地域移行支援	実人数	2人	3人	3人
	地域定着支援	実人数	2人	3人	3人

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
居住系サービス	自立生活支援	実人数	1人	1人	1人
	共同生活援助 (グループホーム)	実人数(※うち重度障がい者)	117人 (5人)	137人 (6人)	157人 (7人)
	施設入居支援	実人数	47人	48人	49人

「時間」とは、平均的な月間のサービス提供時間を言います。
 「人日」とは、「月間の利用人数」×「一人1日あたりの平均利用日数」



障がい児福祉サービスの見込量

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	実人数	170人	192人	218人
	日数/月 人日分	1,657 人日分	1,915 人日分	2,213 人日分
放課後等 デイサービス	実人数	254人	294人	341人
	日数/月 人日分	2,662 人日分	2,981 人日分	3,339 人日分
保育所等訪問支援	実人数	65人	85人	110人
	日数/月 日分	50 日分	65 日分	85 日分
居宅訪問型児童 発達支援	実人数	2人	3人	3人
	日数/月 日分	8 日分	12 日分	16 日分
障がい児相談支援	実人数	110人	126人	144人

地域生活支援事業（任意）の見込量

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
重度身体障がい 者訪問入浴サー ビス事業	実人数	18人	19人	20人
日中一時支援事 業	実人数	12人	12人	13人
障がい者自動車 運転免許取得費 補助事業	実人数	1人	1人	1人
巡回支援専門員 整備事業	回数	80回	81回	82回



地域生活支援事業（必須）の見込量

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
理解促進研修・ 啓発事業	実施区分	実施	実施	実施	
自発的活動支援事 業	実施区分	実施	実施	実施	
相談支援事業	障がい者相 談支援事業	設置数	1事業所	1事業所	1事業所
	基幹相談支 援センター	設置数	1事業所	1事業所	1事業所
	基幹相談支 援センター等機 能強化事業	実施区分	実施	実施	実施
	住宅入居等 支援事業（居 住サポ ート事業）	実施区分	検討	検討	検討
成年後見制度利用 支援事業	申立て/ 報酬助成 （実人数）	1人/3人	1人/4人	1人/5人	
成年後見制度法人 後見支援事業	実施区分	実施	実施	実施	
日常生活用具給付等事業	介護訓練支 援用具	件数/年	5件	5件	5件
	自立支援用具	件数/年	6件	6件	6件
	在宅療養等 支援用具	件数/年	6件	7件	8件
	情報・意思 疎通支援用具	件数/年	20件	21件	22件
	排泄管理 支援用具	件数/年	1,600 件	1,650 件	1,700 件
	住宅改修費	件数/年	3件	3件	3件
意思疎通支援及び手話奉仕員 養成研修事業	登録手話 通訳者数	人数	9人	10人	10人
	手話通訳者 派遣事業	件数	300件	310件	320件
	要約筆記者 派遣事業	件数	14件	15件	16件
	手話奉仕員 養成研修	修了者数 入門/基 礎（人）	24人 /12人	25人 /13人	25人 /13人
移動支援事業	実人数	100人	105人	110人	
	時間/月	22,500 時間	23,000 時間	23,500 時間	
地域活動支援 センター事業	施設数	1か所	1か所	1か所	
	人/月	86人	87人	88人	

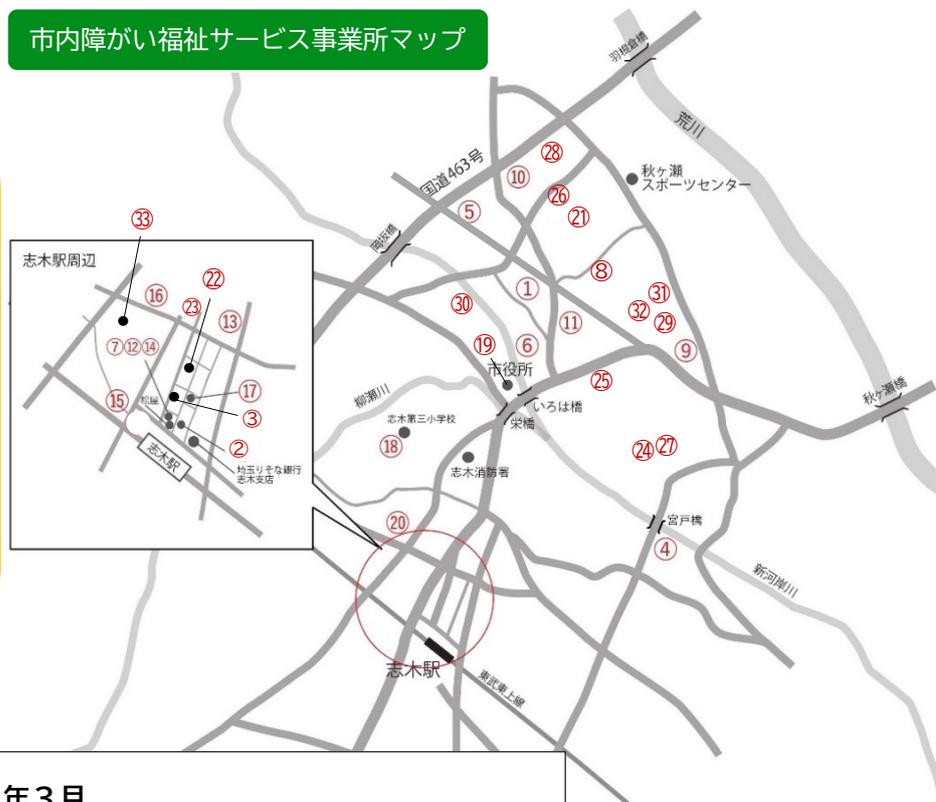
市内の障がい福祉施設(令和6年4月1日現在)

番号	施設名	提供サービス
1	志木市社会福祉協議会 相談支援事業所	計画(者)、地 移、地定
	志木市社会福祉協議会 多機能型事業所	生活、就継B、 地活
2	トレパル相談支援センター	計画(者)
3	相談支援センターあしすと	計画(者)・地 移・地定
	志木事業所	就継B
4	みつばすみれ学園障がい児等 計画相談支援センター	計画(者・児)
	すずらん	生活
	みつばすみれ学園	児発、保訪
5	相談室 HIKARI	計画(者・児)
	輝 HIKARI 志木	放デイ
	多機能型事業所 CoCoRear	放デイ 児発
6	相談支援センターしき彩の杜	計画(者・児)、 地移、地定 障がい児者相談
	しき彩の杜いろは	生活、就継B
	しびらきハウス	GH、短期
7	傍楽舎	就継B、就定着
8	Work&life Sta. 志木すだち	生活、就継B
9	みずほコミュニティ	就継B
10	トレパル就労移行支援事業所	就移、就定着
	ビートレ	就継B
11	プラス + わん	GH
12	LITALICO ジュニア志木教室	児発、保訪
13	児童発達支援元気キッズ志木教室	児発

番号	施設名	提供サービス
14	ハビー志木駅前教室	児発
15	ハビー志木本町6丁目教室	児発
16	うんどう広場 3C	放デイ
17	コペルプラス 志木教室	児発、保訪
18	太陽の家Ⅲ	放デイ
19	志木市障がい者基幹相談 支援センター(市役所内)	基幹
20	わいわいサロン	福祉団体連絡 会・サロン
21	あだちみどり B.A.S.E	児発、放デイ、 保訪
22	ハビー志木本町5丁目教室	放デイ、保訪
23	ばすてる志木教室	放デイ、 保訪(R6.5~)
24	オープン・ハート志木	GH
25	わおん障がい者グループホーム 志木中宗岡ユニット	GH
26	わおん障がい者グループホーム 志木上宗岡ユニット	GH
27	グループホームふたば 志木A	GH
28	グループホームふたば 志木B	GH
29	わおんホーム志木	GH
30	こだまのいえ上宗岡	GH
31	ソーシャルインクルー志木中宗 岡	GH(日支) 短期
32	クオールド志木	GH(日支) 短期
33	相談支援事業所 わん	計画(者・児)

市内障がい福祉サービス事業所マップ

生活=生活介護
 計画(者)=計画相談支援
 計画(児)=障がい児相談支援
 就継B=就労継続支援B型
 GH=グループホーム…(日支)日中支援型
 短期=短期入所
 就移=就労移行支援
 就定着=就労定着支援
 地移・地定=地域移行支援・地域定着支援
 地活=地域活動支援センター
 児発=児童発達支援
 放デイ=放課後等デイサービス
 保訪=保育所等訪問支援
 基幹=障がい者基幹相談支援センター



発行 令和6年3月
 編集・発行 志木市福祉部共生社会推進課
 〒353-8501 埼玉県志木市中宗岡1丁目1番1号
 電話 048-473-1111(代表)
 FAX 048-471-7092
 E-mail fukushi-syougai@city.shiki.lg.jp

